協議事項1 コミュニティバス運行事業の評価

協議事項1

平成 28 年 3 月に「合志市地域公共交通網形成計画」を策定し、コミュニティバスのあり方や方向性を明確にするため「コミュニティバス運行指針・指標」を設定しております。

当該計画期間(令和4年度)においては、下記の指標・指針に基づきコミュニティバス運行事業の評価を行いましたので、 委員の皆様からもご意見をいただきますようお願いします。

●令和4年度コミュニティバス運行事業評価

指標	R4 実績値 R3 実績値 R2 実績値	R4 目標値	R5 目標値	評価	要因等
公共交通機関を使った市内 への移動での乗り換え、乗 継が円滑にできていると思 う市民の割合	$\begin{bmatrix} \frac{K4}{P3} & 45.7\% \\ \frac{1}{2} & 42.3\% \end{bmatrix}$	51%	52%	未達成	乗り継ぎの周知不足や、渋滞によるバスの遅 延等、利便性の面で乗り継ぎが活用されていな い。
コミュニティバス等の利用 者数	R4 77,756 人 R3 68,990 人 R2 56,728 人	92,800 人	92, 800 人	工 , 幸 [7	2 年間で 20,000 人以上増加しているが、コロナ 禍以前の水準には至っていない。
公共交通機関を利用してい る人の割合	R4 45. 7% R3 47. 0% R2 45. 7%	72.5%	73%	未達成	運転免許自主返納者への無料券の配布の他、市 広報やHPでの情報発信等、新規利用者の掘り 起こしを行ったものの、アンケート結果では増 加につながっていない。
市民1人当たりのコミュニティバス等の運行委託料	R4 1,707 円/人 R3 1,709 円/人 R2 1,554 円/人	800 円/人	800 円/人	未達成	再編に伴う運行便数の増加に伴い、運行費用が 増加したことに加え、利用者数が減少し、運賃 収入が減少している。

●未達成項目に対する対策(案)について

目標値達成のため、運行指針に基づき次のとおり対策(案)を実施する。

指標	R4 実績値 R3 実績値 R2 実績値	R5 目標値	対策(案)	理由等
公共交通機関を使った市内への 移動での乗り換え乗継が円滑に できていると思う市民の割合	R4 45.7% R3 42.3% R2 39.9%	52%	利用促進策の実施	バスロケーションシステム(※)の更新による利便性の向上を図るとともに、乗継利用やマイ時刻表活用の説明機会を増やし、乗り継ぎによる利用の啓発を行っていく。
コミュニティバス等の利用者数	R4 77,756 人 R3 68,990 人 R2 56,728 人	92, 800 人	利用促進策の実施	新型コロナウィルスの影響により、利用を控えて いた利用者の回復及び新規利用者の掘り起しが課題
公共交通機関を利用している人 の割合	R4 45.7% R3 47.0% R2 45.7%	73%	利用促進策の実施	と考えている。 ホームページや広報紙で乗換による利用事例の紹介やバスロケーションシステムを始めとした、各種サービスについて周知を実施していく。 また、出前講座の他、市民まつりにあわせたバスの乗り方教室の実施、地域で活動する高齢者の団体
市民1人当たりのコミュニティ バス等の運行委託料	R4 1,707 円/人 R3 1,709 円/人 R2 1,554 円/人	800 円/人	利用促進策の実施 費用見直し検討	等に向け周知啓発を実施するなど新規利用者の掘り 起こしを継続的に取り組んでいく。

(※) バスロケーションシステムとは、GPS 情報を活用した運行中のバスの現在地がパソコンやスマートフォンで確認できるシステムです。

生活交通確保維持改善計画の承認について

合志市コミュニティバスは地域公共交通確保維持改善事業として国庫補助金を活用した事業を行っています。

そのため、事業を実施するにあたり、合志市生活維持交通確保維持改善計画を本協議会に承認いただいた上で、熊本運輸支局へ申請を行う必要があります。

つきましては、計画書の作成を行いましたので委員の皆様にご確認の上、ご意見・御承諾 を頂く必要がございますので、次ページからの計画書をご確認の上、別添書面決議書にてご 意見を頂きますようお願いします。

なお、今回作成した計画書について、申請後に運輸支局より修正する必要が示された場合 は事務局一任にて対応いたします。

令和 5 年 6 月 日 (名称) 合志市地域公共交通協議会

生活交通確保維持改善計画の名称

合志市地域生活交通確保維持改善計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

【背景と目的】

近年、利用者数の減少による経営難から、全国的にバス路線の統廃合などが進められています。本市においても、市民のマイカーへの依存度は高く、公共交通の利用者は減少傾向が続いています。特に、高齢化が進んだ農村部においては、採算上の問題からバス路線の一部が廃止されるなど、交通弱者の生活が一層不便になっている地域も見られます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響から、公共交通利用者数も減少しており、今後これらの影響については見通しが立たなくなってきています。

現在、本市内では、路線バス(熊本電鉄)、鉄道(熊本電鉄)、レターバス及び乗り合いタクシー(熊本電鉄及び市内タクシー事業者(市による補助あり))が運行していますが、路線バスの多くは市南部の住宅団地部を中心にダイヤが組まれ、熊本電鉄のサービス範囲は市内の一部に限られています。レターバス及び乗り合いタクシーについては、市内全域を網羅するように運行していますが、市の財政負担の問題もあり、最小限のサービスにとどまっています。また、隣接する大津町、菊陽町をJR豊肥線が通っていますが、本市内からJR駅(JR光の森駅)へのアクセスも十分とはいえません。

このままでは、公共交通のサービスの空白地帯が生じ、市民生活の地域格差が増大する恐れがあり、この問題の解決には交通事業者単独の経営努力では自ずと限界があります。長期的な視点に立てば、人口高齢化の一層の進展に伴い、外出手段確保の必要性は高まり、また地球温暖化防止など環境対策の点からも、公共交通の重要性が増してくるものと考えられます。

このため、公共交通サービス空白地域をなくし、市民の公共施設、病院、大規模商業施設及びJR光の森駅等へのアクセス手段を整備することを目的として、地域公共交通確保維持事業に取り組みます。

【必要性】

本市においては、大きく3つの異なる日常生活圏があり、地域によって買い物や通院といった基本的な日常生活に違いが見られる。さらに、市内の各種施設の利用等のため、市内の 東西方向への公共交通による移動の確保が困難である。

これらを考慮して、市民が通いなれた商業施設、病院及び公共施設等を利用できるような 公共交通を整備することが必要とされている。

また、市外への公共交通による移動では、熊本市方面への熊本電鉄やJRなどの利用を希望する声が多いため、鉄道駅を主要乗り換え拠点とし、そこに至る公共交通手段を強化についても必要とされていることから、次の路線について地域公共交通確保維持事業を活用し、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

- ●地域ごとの生活圏に対応した生活支援交通及び市内移動手段の路線
- ●鉄道駅やバスターミナルの拠点性を高めるフィーダー路線

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

実績

① 公共交通機関を使った市内外への移動での乗り継ぎが円滑にできていると思う市民の割合:45.7%→52.0%平成28年度から1年で1%ずつの増加を目指す。全系統で目指す。

② コミュニティバス等の利用者数:77,756 人→92,800 人 過去最高値を5年後も維持していく目標としている。 「レターバス (3路線)」 利用者数 74,405 人 「乗合タクシー(5路線)」 利用者数 3,351 人

③ 公共交通機関を利用している人の割合: 45.7%→73%全系統で平成28年度から0.5%ずつの増加を目標としている。

④ 市民1人当たりのコミュニティバス等の運行委託料:1,708円/人→800円/人「レターバス (3路線)」 1人当たり 1,458円/人「乗合タクシー(5路線)」 1人当たり 250円/人

目標

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	52%	52%	52%
② (全体)	92,800 人	92,800 人	92,800 人
(レターバス)	89,800 人	89,800 人	89,800 人
(乗合タクシー)	3,000 人	3,000 人	3,000 人
3	73%	73%	73%
④ (全体)	800 円	800 円	800円
(レターバス)	600 円	600 円	600円
(乗合タクシー)	200 円	200 円	200 円

※当該目標と目標値については、市総合計画の指標を基に設定し、毎年実施している 3,000 人市民アンケートにより評価を行う。

※合志市地域公共交通網形成計画では令和5年度までの目標を設定しており、令和6年度以降の目標については、地域公共交通計画策定時に改めて設定予定となっている。そのため、令和5年度と同一のものとしている。

(変更版 合志市地域公共交通網形成計画 P68,69 参照)

(2) 事業の効果

目標を達成することにより、次の効果が期待される。

- ●市民の権利を尊重した公共交通手段の確保
- ●賑わいや健康増進につながる新たな行動(アクティビティ)の誘発
- ●人や環境にやさしい社会の形成
- ●コンパクトシティ=目指すべき都市像の実現

- 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
 - ・レターバスの路線距離の短縮化(合志市、事業者)
 - ・乗り合いタクシー須屋線の運行形態の見直し(合志市、事業者)
 - ・乗合タクシーデマンド型等への見直し(合志市、事業者)
 - 御代志駅発着の路線網再編(合志市、事業者)
 - ・バスロケーションシステムによる案内強化(合志市、事業者)

(変更版 合志市地域公共交通網形成計画 P80,81 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

合志市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

熊本電気鉄道株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が 3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】 ※該当なし 12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 ※該当なし 13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場 合のみ】 ※該当なし 14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場 合のみ】 (1) 事業の目標 ※該当なし (2) 事業の効果 ※該当なし 15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担 者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする 場合のみ】 ※該当なし 16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善 に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策) 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※該当なし 17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額<u>【貨客混</u> 載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

21. 利用者等の意見の反映状況

本市の協議会の構成委員(住民・利用者代表)として、市区長連絡協議会、市老人クラブ連合会、市身体障害者福祉協議会、市PTA連絡協議会、コミュニティ委員会及びNPO法人の各種団体が参画しており、地域住民や利用者目線の意見をいただき、計画策定及び路線バス等の運行等に反映させている。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	協議会への参画なし		
関係市区町村	合志市		
交通事業者·交通 施設管理者等	熊本電気鉄道㈱ ㈱相互交通 旬キティー交通 旬銀杏交通タクシー 熊本河川国道事務所 熊本県県北広域本部土木部 合志市建設課 熊本北合志警察署		
地方運輸局	熊本運輸支局		
その他協議会が必要と認める者	熊本学園大学教授、市商工会、利用者代表等		

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 熊本県合志市竹迫 2140

(所 属) 合志市市長公室企画課

(氏 名)佐藤 浩明

(電話) 096-248-1813

(e-mail) h-satou@city.koshi.lg.jp

合志市長 荒木義行

合志市地域公共交通協議会委員の新規選任について

合志市地域公共交通協議会では、平成 27 年度に策定した合志市地域公共交通網形成計画に基づき、公共交通網の形成、コミュニティバスの利便性向上や利用促進の取り組みについて協議して参りました。

合志市地域公共交通網形成計画が令和5年度末をもって計画終了となることから、 本協議会では現状に合わせた新たな公共交通に関する基本計画となる合志市地域公共 交通計画の策定を予定しています。

つきましては、市総合計画をはじめ、福祉、土地利用、道路等に関する市の各種事業計画と整合性をとりながら実施する必要があり、市の事業全体について、横断的な協議が必要となることから、下記委員への就任を依頼することとなりましたのでご報告いたします。

- 1. 新規選任委員:合志市副市長 名垣 眞一
- 2 委嘱期間:令和5年7月1日~令和6年3月31日

3 新規選任理由:

令和5年度は合志市地域公共交通計画の策定を予定しており、総合計画、地区 開発計画、道路計画等、市の実施する各種事業計画と整合性をとりながら実施す る必要がある。そのため、市の事業全体について、所属部局を考慮することなく 横断的な意見が必要となることから、副市長への委員就任依頼を行う。

> 合志市 市長公室 企画課 企画広報班 担当 佐藤

〒861-1195 熊本県合志市竹迫 2140 番地 TEL096-248-1813 FAX096-248-1196 e-mail h-satou@city.koshi.lg.jp